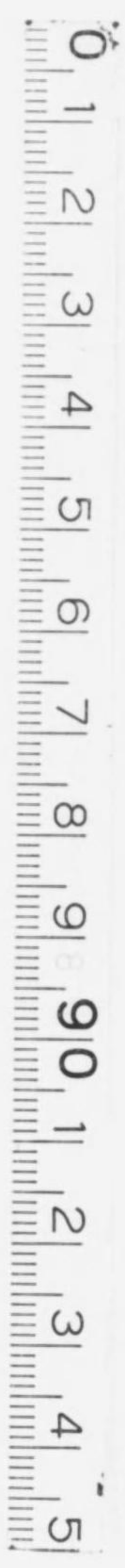


特 248

852

文政十三年の伊方騒動

伊方村一心會



始



特 248
852

文政十三年の伊方騒動

兵頭 賢一 先生 謹啓

今夜は唯今から、よく云ひ傳へられて居る市右衛門と云ふ人が文政十三年に百姓一揆（一揆と云ふ一般の出来事とは少し違ひますが）の頭取となつて騒動を起した事に就てお話致します。實は昨年参りました時に此の市右衛門の事に關する記録寫を見せて呉れと云ふ御希望もありましたけれども、どうも此の事件は所謂ためになる話ではありませんから、私と致しましては餘り知つても賣ひたくもなし、話も仕たくなしと云ふ考へから、其記録は今に御目にかけないで居りますが、本日拜見しました所によりますと、野田氏は既に私が西園寺氏に送りました寫をうつしとつて居られますので、早晩御一同が之れを知らるゝに至るであらうことを確めました、斯うなりますならば寧ろ此の際、御希望に任せて、真相を御話申上げ、序に私の此の事件に對する感想の一部分を聞いて戴く方が宜しからうと思ひまして斯う壇上立つた譯であります。

今一つ、有りの儘を申し上げますと、私は從來、苟もお話をする、聞いて戴く以上は多かれ少かれ、兎も角も方々のためになる事を話し、聞いて戴かなければならぬ、唯面白かつたと云ふだけでは何のためにもならない、そのやうな事の爲に貴い時間を費すと云ふ事は善くないと考へて居ります、處つて今夜のやうな話を致しますのは實は苦しいのであります。市右衛門の向ふに立つた庄屋辻氏の子孫にならるゝ方が若し有られて、其の祖先の事を悪し様に話されたと思はるゝ時の苦衷も考へねばなりませんし、市右衛門其他處刑を受けた人々の子孫に當らるゝ人々に對しても同じ事でありまして、且又事件其ものが教育的の事でないのであります、が、茲に一つ苦しいながらも、立つて見やうと云ふ事になりました他の理由は此の事件の中に、後にお話申し上げるやうな美はしい出来事が挿まつて居る、夫れを併せて御紹介申上げて或る程度に迄此の事件を柔けて見たいと思ひました點にあります。前口上が長くなりましたが。

此の事件の真相を知ります爲には、先づ當時の藩の財政状態を知つて置かねばなりません、宇和島藩に限らず、總て徳川幕府時代に於ける約三百の大藩の内、何れの藩に就て考へて見ましても、財政状態の豊かなと云ふことの無い藩は無いと申して宜いのであります。例へば十萬石の大藩と申しましても、其の十萬石は所謂高率でありまして、現石は五萬石内外しかありません、此の五萬石の内、先づ半分は家臣上戸の知行とか扶持とか給與とかに支出され、其上に諸般の費用其他を差引きますと残る所は幾何もありません、それ故に物成の外に小物成とか小役とか冥加金とか口銭とかいろ／＼な税がありましてやつと收支の辻を合すことになつて居りますが、參勤交代の費用とか、江戸に妻子を置いて居ると云ふ所から二重生活を餘儀なくされる費用とか、形式的になつて居る公的贈答の費用とか、殆ど公然と要求せらるゝ形になつて居た賄賂請託の請費とか、時々突発的に命ぜらるゝ土木工事の大負債や、朝鮮驛使の接待費云ふやうに政治的原因と名づけられたる藩財政の一大惡因があります爲に、各藩共に財政的には非常に苦しまされたものであります。税を高くして請求の上に請求を加へると云ふ事は領内の安穩を損ふ所以となりますから、平常支出の最も多い家臣の俸給を減すると云ふ事は、之れ又各藩ともよく行つた事でありませぬ。

宇和島藩の文化文政の財政は窮乏の上に窮乏と云ふ苦しい時代でありました。總ては英明なる春山公によつて、此の苦しい財政を整理せられて、幕末維新の際に於て宗城公が、あの大貢獻を爲さつた基礎は築き上げらるゝに至りはしますが、文政の終頃迄は未だ左様な順境には立ち行かなかつたのであります。そこで此の苦しい財政の窮乏に處する爲に、領内全體に渡つて藩の爲にする無盡が行はれたのであります、委しくは知りませんが、戸々の財力によつて、各町口かの無盡に加入させまして、其のお金を役人庄屋が取り立て、夫れを藩に納入するのであつたであらうと思ひます。所が伊方浦に於ては各戸から取り立つるお金の高を大にして役人の負擔を無くすると云ふこと、言葉をかへて申しますと集金のうはまへをはねてそれを役人の負擔に繰込んだと云ふのであります。事實然うであつたか如何うかは私の知つて居る所ではありません。今一つには庄屋の隠居の長治兵衛と云ふ人が我が偉人であつて村内外の往來に常に駕籠に乗つて往來し、其の駕籠昇として村の人々を勝手に使うことあります。

とを憚らなかつたと云はれて居ります、それが爲に何の人達の怨嗟の聲があちこちに起つて居りました處へ持つて来て。無盡集金の不埒と云ふことを申し出しましたものであります、けれども表に立つて抗議するとなると庄屋の威勢に恐れて我こそ出るものがあります、此處に憤然として多數の爲に犠牲たらんと決心して立ち上つたのが市右衛門其人であつたのであります。私は市右衛門其人の行爲を賞讃してあなた方にも此の様な事を爲さいとお勧めすることは出来ません、勿論それは出来ない事ではありますが、衷情には絶對の非難は出来ないやうであります。しかし、考へねばならぬ事は國には法があります、法に従順でなくては國は治まりません、市右衛門と云ふ人は衷情に於て或る程度は許さるゝ所がありましたやうであります、法を無視した訴へ方を仕したのであります。古文書には「越訴」と云ふ文字が使はれて居ります、之れは藩内の事ではありますが、二度目には藩外即他藩の大洲藩に迄訴へ出て居ります、之れは「出訴」と云ふ文字で書き現はされて居ります今一つは徒黨を結んだ事でありませぬ、徒黨と云ふことは法の固く禁じて居た事であつたやうであります、こんな事が市右衛門其人を大罪人にして仕舞つたのであります、しかし、藩の市右衛門に對する處分は後に申し上げますやうに大いに斟酌する所があつたやうであります。

之れは後に分ることありますが、庄屋の隠居長治兵衛と云ふ人は右申しましたやうな不埒から、又現庄屋の喜平太と云ふ人は、村内不埒の事が起つた不取締と云ふ點からでありませうが

伊方浦庄屋

喜平太

全 隱居

長治兵衛

所方立去、保内組禁足

と云ふ處分を受けたのが其の文政十三年の閏三月十六日の事でありませぬ。庄屋は御目見の資格を削られ、隠居の方は伊方浦を立去ることゝ保内組の區域内に入ることを禁ぜられたことゝの二つの處分を受けたと云ふ事になります。

傳へられて居るやうに、市右衛門が大洲藩へ訴へ出たのは此の處分が穩に過ぎると云ふ事に不満があつたものであると云はれて居りますが、此の點は記録の據るべきものがありませんで、私としては確然と申上げることが出来ません。

やがて此の閏三月十九日に市右衛門等の徒黨が大洲へ行つたと云ふ事が知れますと郡奉行所の役人并に郷目付、御徒目付、御小人等が跡を追ふて大洲に向ひました、折柄郡奉行の一人、今泉與惣右衛門が其の方面へ出張して居ましたものでありますから、取敢へず、領分境の野田村へ行つて何か取計つた事があるやうであります、詳には分りません。

廿三日に至りまして今泉與惣右衛門から大洲藩の郡奉行への交渉が好都合に運び、大洲に於ても懸々と徒黨の者に申し聞かせ、大に諒解した様子であり、廿五日に歸つて一統は大洲領を引拂つて伊方へ歸る事になつたと云ふ事を先方の郡奉行から通知して來ました、これは今泉が受取つて連れて歸つたのであります。

この様な事で大洲藩には少からざる面倒を見させたものでありますから、同月の廿六日を始として六月の十八日迄引つゞいて數回に涉つて藩から挨拶の使者を出しますし、大洲からも亦其のお禮としての使者が來ると云ふ據梅て、藩と藩との交渉、關係はかたがつきましたが、市右衛門以下の徒黨の者の處分が變つて居ります。

さて、此の事件に關する役時味を申付けられたのが濱藤太左衛門と云ふ人であり、此の人は一黨が伊方へ歸つたと云ふことが知れますと、直ぐに出張していろ／＼取調べました結果

左吉 金十郎 林藏 吉藏 市右衛門
の五人、之れが頭取であると云ふ事になつて、召捕つて城下に歸り、取敢へず入牢の取計ひをしたのが四月の十二日の事であり、同月の廿二日には庄屋の辻喜平太父子は其の所方の不穩即今度の出來事に關係して城下に於て取調を受けて居ります。
大した罪は無さそうであります、矢張事件の關係者として同月廿五日に三人、廿六日に二人、廿七日にも二人、廿八日に三人が取調を受けて居ります

が、此の人々は何れも町宿に宿泊して居たやうでありますから、或は證人として調べられたのかと思ひます。つゞいて五月一日迄に最初申し上げました左吉、金十郎の二人が取調べられて居ります、而して五月二日には鎌原五郎左衛門と今泉與惣右衛門の二人は徒黨が大洲へ出訴した件に就て不行届の腹ありとの理由の下に差控を命ぜられて居ります。

其後五月三日から十七日迄、庄屋喜平太外數名の取調べがあり、市右衛門は十六日と十七日とに特に厳しい取調べを受けて居ります、私は同人は餘程強情な人であつたと想像して居ります。い／＼裁判が確定して申渡のありましたのが六月の十日であります、隠居長治兵衛だけは五月二十七日に左の通に申渡されて居ります。

伊方浦庄屋隠居長治兵衛度々離ニテ致往來浦役ニ昇カセ私用ニ浦役ヲ遣ヒ、百姓共御無盡出銀ノ内役人ノ出銀ニ取詰、所方不服從御他領へ致出訴不届ニ付戸島へ流罪申付

夫れから、六月十日の申渡に「所替」と稱つたものが十三人、卯栗島、沖之島へ流罪になつたものが三人あります。「所替」と云ふのは其當人だけ故郷を立ち出でて指定せられたる村浦にて生活することでありまして、其村浦以外に出入することを禁ぜられたり、或は俣内組(輕いものは單に伊方浦)に出入することを禁ぜられたりすることが附帶するのであります。

此の恐むべき出來事、喜ぶべからざる出來事の中に於て茲に、前に一寸申し上げましたやうに感ずべく又喜ぶべき話を挿むことの出來ますことを私は限りなく喜ばしく思ふのであります。夫れは何かと申しますと、前に申しました六月十日の申渡の中の所替の處分を受けた人々の中に

佐 助 善 之 允
と云ふ二人の者があります、佐助と云ふ人は戸島へ所替となつて島外禁足であり、善之允と云ふ人は日振へ所替となつて矢武島外禁足となつて居ります、今一人安太郎と云ふ人があります、此人の處分は見えませんが、多分右の二人の内一人と同じ處分を受けた人と思ひます。此の三人は辻長治兵衛と云ふ人と共に同じ船に乗せられて戸島日振の島々に向つたのであります。處々船が陸地を離れて九島に向つて進み出しますと、過去の事を考へたり、

將來の事を想つたり、大敵のやうな事があつて罪を軽減せらるゝ事の無い限り、永久に自分の村に歸る事が出来ないといふことを思ふたりますと、家に残した妻子の身の上等にも思を致して着たる涙、留むるに由ない苦衷でありました。同じやうに深い沈黙に湧き出づる涙を抑へ兼ねて居るお庄屋の隠居を見ると、今迄何事もなく暮して居られた御隠居が此の先々を如何うしてお暮したさるであらうかと自分等に比べて考へては最う堪らへ切れないやうになつて監視、監督の役人の前も構はず「あなた様を遠方に行かせて御豫想も爲さぬ御不自由をさせるやうに仕たのは全く私共の不心得からであります、平に御容赦を願ひます」と涙と共に目つ腫れむると云ふ御極度であつたので、監督の役人も全く感心して仕舞つて貰ひ泣きをした、こりや一此の徳戸島や日振へ連れて行くのは、此の美はしい人物に對する至當の所置とは言へない、連れ歸つて更に寛入なる御處置を願つてやらねばならぬ」と、云ふことになつて、同じき六月の廿二日附を以て次のやうな處分に變つたのであります。申上げて置きますが、勿論此の處分の文書は立派な文章になつて居りますが、御分りになりやすいやうにと考へまして意味の少しも變らぬやうに、お話のやうにして申し上げます。

- | | | | |
|------|------|---|----|
| 河原淵組 | 松森村 | 安 | 太郎 |
| 山奥組 | 窪野村 | 佐 | 助 |
| 野村組 | 中通川村 | 甚 | 允 |

右の者等は伊方事件の簡に先きに立つて世話をしたから、島の方へ所替を申付けた處が、其後に至つて前非を後悔して改心をしたと云ふ聞えがある隠居長治兵衛に流罪を申付けたのであるが、此の流罪となつたはつまる所自分等の心得違ひから起つた事であると、今更重々後悔をして、島の方へ行く時に船中でも彼是と隠居長治兵衛に不憫を加へ、實意をこめて介抱してやるなど、真心から出た情愛が表に顯はれたと云ふことである、元來不心得の罪があるとは申しながら、此のやうに裁判申渡の後、速に本心に立歸り、自責の念の厚い事、實に神妙の事である、かるが故に格別の詮議を以て罪一等を減じ、頭書の通に入百姓を申付けるのである、申渡の後また二週間にも足らない内に此のやうに申付けたのであるから、尙此上にも身分を慎んで庄屋役人の差配を宜く守つて農藝に精を出すやうにせねばならぬ、萬一此後に於て辨へ違ひの事でもあつて、夫れが表沙汰になるやうなことがあつては大變である、此の様に申し聞かせるやうに

これは目付即ち今の警察官に達して此の通本人に申聞かせるのであります、念の爲めに申しますが「入百姓」となりますと家族全體、即ち一家内が揃つて其の指定せられた村へ移住するのであります、戸島や日振島に「所替」になるのに比べますと大變な寛大振であります、申渡の文言中に「神妙ノ事ニテ格別ノ御吟味ヲ以テ罪一等被相減」とありますやうに、此の神妙の事と云ふ文言が此の三人の心懸けと役人の感心振とをよく現して居ると思ひます、恐らく此の申渡を聞いた三人は蘇生したやうな感激しあつた事と思ひます。

此の事から考へますと、庄屋父子の罪なるものも徒然事件さへ起らなかつたらば、そんなに仰々しい事てなかつたかも知れませんが、此の三人の心から推して考へますと、隠居長治兵衛其人の人物も一般に云々せられて居る程に極端な人物ではなかつたと思ひます、兎にも角にも私は此の美談を此事件の中に挿むことの出来た事を喜ぶと重ねて申し上げます、尙庄屋なる喜平太と云ふ人の處分は如何なつたか見當りませんが、此年の八月に「庄屋が無いらから暫くの間目付を遣はして事務を取扱はせる」と云ふことがありますから、同人の庄屋たることの出来ないやうになつた事には相違ないと思ひます以上で大體結末がつかしましたが、未だ市右衛門の處分が變つて居ります、以上の事件は文政十三年の事でありましたが、此の年の十二月十日に年號が替はりまして天保元年になりますから、今から申し上げますと天保元年の出来事と申します方が普通の申し方であります。さて市右衛門の處分は翌年即ち天保二年に定まるのであります。十一月廿二日に

市 右 衛 門

右之者伊方浦百姓共公事一件致頭取徒黨ヲ結と刺大洲表へ致出訴罪罪不屈至極ノ者ニ付斬罪申付候者也
と申渡をせらるゝ事となりまして、斬罪に行ふ準備迄ちやんと出来て居ましたのであります、市右衛門は此日の朝申渡を受くるに先だつて今一應御吟味を受けたいと云ふ事を願ひましたので、役筋の者に於て協議の結果、申渡の日延をすることに成り、同月廿四日に最後の申出を聞取らせられたやうであります、別に罪を軽減すべき新なる事も申出づるに至らず、遂に恐れ入つたので續いて入牢申付けられ、遂に同月廿七日に至つて

裁許間際ニ至ツテ又々申出ツル趣モアツタカラ更ニ吟味ヲ送ゲタ處、既ニ明白ニナツテ居ル事ノミ彼是ト申述べ、上ヲ恐れザル致シ方、言語間斷不
届至極ノ者デハアルガ、格別ノ宥恕ヲ以テ斬罪ニ申付ル

との申渡があつたのであります、首級を所方にさらさるゝにも至らず、磔刑に處せらるゝにも至らず、其上に死體は取捨と云ふのが一般例（何處の藩でも大抵は）になつて居りますのに、市右衛門の死體は淨念寺からの願出によつて、同寺に下渡さるゝ事になりました、如何なる理由があるにしても法を犯した罪は免るゝことが出来ません、夫れにしても

格別の宥恕を以て斬罪

に止まり、死體さへお寺に下られたのでありますから葬るゝことも亦大目に見られたものと考へられますので、比較的寛大の處置に出られたと云ふことは疑ふべくもありません。

尙ほ申上げたい事が無いではありませんが、夜もたたく更けて参りました、寝る所は御想像に任せておきまして之れで終りと致します。

昭和八年九月十五日印刷
昭和八年九月二十日發行

(非賣品)

愛媛縣西宇和郡伊方村小中浦九三

編輯人兼 印刷人 末光勝眞

愛媛縣西宇和郡八幡濱町一五〇四

印刷所 八幡濱毎夕新聞社

發行所 伊方村一心會

裁許問際ニ至ツテ又々申出ツル雖モアツタカラ更ニ吟味ヲ送ゲタ處、既ニ明白ニナツテ居ル事ノミ彼是ト申述べ、上ヲ恐れザル致シ方、言詞尙不
窮至極ノ者デハアルガ、格別ノ宥恕ヲ以テ斬罪ニ申付ル

との申渡があつたのであります、首級を所方にさらさるゝにも至らず、磔刑に處せらるゝにも至らず、其上に死體は取捨と云ふのが一般例、何處の港で
も大抵は、) になつて居りますのに、市右衛門の死體は淨念寺からの願出によつて、同寺に下渡さるゝ事になりました、如何なる理由があるにしても法を
犯した罪は免るゝことが出来ません、夫れにしても

格別の宥恕を以て斬罪

に止まり、死體さへお寺に下られたのでありますから察することも亦大目に見られたものと考へられますので、比較的寛大の處置に出られたと云ふことは
疑ふべくもありません。

尙ほ申上げたい事が無いではありませんが、夜もだん／＼更けて参りました、寝る所は御想像に任せておきまして之れで終りと致します。

昭和八年九月十五日印刷
昭和八年九月二十日發行

(非賣品)

愛媛縣西宇和郡伊方村小中浦九三

編輯人兼印刷人 末光勝眞

愛媛縣西宇和郡八幡濱町一五〇四

印刷所 八幡濱毎夕新聞社

發行所 伊方村一心會

終

